

令和 3 年

第 18 回 教育委員会 臨時会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和3年 第18回 定例・**臨時** 委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和3年12月17日 午前・ 後 1時30分	佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和3年12月17日 午前・ 後 1時58分	
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 新発田 靖		池 典比古
1番委員 仲川 正道		瀧川 紀子
	2番委員 中村 友子	
3番委員 池 典比古		
4番委員 瀧川 紀子		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育総務課 課長 坂田 和三 課長補佐 柳澤 正二 総務係長 飯田 誠	社会教育課 課長 市橋 秀紀	
学校教育課 課長 森 和人 管理主事 福井 晴人		
傍 聴 人	有・ 無	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目		
報告事項	令和4年度以降の組織再編に伴う佐渡市教育委員会事務局組織について	
次回会議開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・新発田教育 長</p> <p>・坂田教育総 務課長</p>	<p>◎本臨時教育委員会は、午後1時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ただ今から令和3年第18回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、池委員と瀧川委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いたします。・日程第2、協議事項、「令和4年度以降の組織再編に伴う佐渡市教育委員会事務局組織について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年度以降の市の組織編成につきましては、11月25日の市議会全員協議会で、組織編成方針と組織対比表が示され、12月3日からの市議会12月定例会で佐渡市行政組織条例の制定について議案が提出されています。教育委員会の事務局組織は、市長部局の佐渡市行政組織条例の規定によらず教育委員会の規則により別に定めることとされていますので、佐渡市行政組織条例の議決後、この条例を踏まえて、教育委員会事務局組織規則などの改正案を整えて教育委員会にお示しをしたいと考えていましたが、先日の議会の常任委員会の審査において、教育委員会が組織編成についてどのように考えているのか説明すべきではないかのご意見をいただきました。つきましては、大変急ではありますが、臨時会を開催させていただくことになりました。本日、組織編成の考え方、方向性について教育委員の皆様のお考え、ご意見をお聞かせいただき、議会常任委員会に報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。・組織編成方針をご説明します。最も大きな方針として、令和4年度から課制に代わり部制が導入されることとなります。・部制の必要性ですが、市全体の政策を広い視野で捉えてつくっていく組織が必要であるが、現行の課制では課の事業が優先され、政策協議において課同士の調整が難しい面があるなど、過去の部制の反省点、部長の所管する課が多く、部全体の掌握が不十分であったこと。部長と課長の役割が明確になっておらず、部長としての機能が果たせていなかったことなどを踏まえて部制を導入するものです。・部長、課長の役割の明確化について、部長は、政策立案、執行管理、議会対応の他、国省庁など外部との折衝、他部署との調整、連携強化を図るところとなります。副部長は、部長を補佐し、代理をします。課長については、現場の責任者として政策を実行するという役割になることです。・組織としては、所管課を3から4つを基本に、総務部など8つの部が置かれます。企業会計の上下水道や病院管理、会計課、議会事務局、消防本部は現行維持です。・教育委員会事務局は、課制から部制に移行することにより、令和4年度から教育委員会には市長部局の部長に相当する教育次長が置かれます。これまでどおり教育総務課、学校教育課、社会教育課の3課になりますが、現在、
---	---

<p>・新発田教育長</p> <p>・仲川委員</p>	<p>教育総務課施設管理係が担当している学校施設、社会教育施設の増改築や大規模改修などは建設部の方で担当することになります。技術職員間の情報の共有、業務の連携が図られることで、より事業が円滑に実施されることが期待されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併せて、学校教育課の学事係を教育総務課に移して、教育総務課が奨学金などの事業を担当するということになっています。係名については、今後検討したいと考えています。 ・教育総務課では、教育委員会の運営、職員管理、教育委員会の各課にまたがる計画の策定などの業務を担当することで調整を進めています。 ・社会教育課では、現在の社会教育・学校地域連携係を社会教育係とする係名の変更を予定しています。 ・地区教育事務所では、地区教育事務所長と支所長、行政サービスセンター長の兼務を解消し、4つの地区教育事務所に置かれる事務所長がそれぞれの地区教育係の職員管理、業務管理を行うことになります。 ・佐渡市教育委員会事務局の長に対する事務委任規程の一部改正案では、第2条第1項で教育長に対する事務委任規程の第1条に規定されている事務の一部を教育次長に委任または臨時に代理させることができるとしています。また、第2項で教育職務代理者が行う職務のうち、教育職務代理者が事務執行することが困難な場合は教育次長に委任または臨時にこれを代理させることができるとして、検討を進めています。 ・この後、市議会に上程されています佐渡市行政組織条例の議決後、早い段階で教育委員会事務局組織規則などの改正案を整えて、教育委員の皆様にお示しをしたいと考えています。 ・ただ今の説明に対しましてご意見等いただきたいと思います。いかがでしょうか。 ・このような重要事項について、緊急ではありましたが、臨時に招集をしていただき感謝しております。こういうことに教育委員もしっかり参画しないといけない。 ・教育次長の必要性について理解しているつもりであります。前回、教育次長を設置しようという話が出たときにも言ったのですが、それまではあまりにも教育長、学校教育課長に仕事が集中し過ぎていた。過重負担であるということは明らかでした。その時は結果的に教育次長は設置されませんでした。教育総務課長を設置することができた。この数年の間で教育委員会も職務的に整ってきたと考えております。 ・質問ですが、教育次長というのは地教行法に定められた職ではないですね。教育長と教育委員4名については、地教行法の定めに基づいて設置されている。教育次長は、それぞれの地方自治体の規則によって必要であれば事務局体制として設置することになるかと思います。そこで教育委員会の組織規模については、新潟県内でいうとどの程度の人口規模の教育委員会に教育次長を設置しているのか、情報があれば教えていただきたい。
-----------------------------	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前段の事務局の組織については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で仲川委員おっしゃるような内部組織については教育委員会の規則等で定めるというものです。今回もそのような形を考えていたもの donc、皆様への説明が遅れたというところがあります。申し訳ありませんでした。 ・ 後段の教育次長を設置している自治体の規模というところ、すみません、他のところを確認しておりません。ご説明できるデータが手元にありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ佐渡市程度の小規模な地方自治体で教育次長が必要なのかという裏づけが欲しい。決して反対するという意味ではありませんが、そのような情報があればお教えいただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の部制導入に関連して申し上げますと、市長部局それぞれの部なり、部長職というものを置く中で、やはり市長部局の部、それから教育委員会、それぞれ横串といいますか、相当する職の職員間での横串、政策の議論といいますか、調整というところも必要になってくると考えていますので、委員言われたところまた確認したいと思いますが、規模もあります、そういったところからもやはり設置は必要なのではないかと思っているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よく分からないのでここで聞いたことで質問しますが、結局のところ今までの課中心のものから部が設置され、それぞれの課をまとめる方が部長という形でここに入ってくるのだらうということですよ。それで、それぞれの領域、横並びのところと同じ部という形で、そこで協議をして、全体的な広い視野で見て、それでそれぞれの専門に下ろしてやっていっていただいた、言わば市全体の調整というか、そういうのがうまくいくのだということだらうなと思っておりますので、先ほど仲川委員も言われたとおり、教育委員会の方も次長という形で全体をまとめていただける方がいて、部長同士で調整し、細かいところは課の方でやるという形が非常にいいのではないかと思います。 ・ ただ、考えてみると部長職というものをつくるのですが、基本的にはこれ見ていくと、職員数が増えるとか給与の階級が上がるということは全くなく、今までの人員の中で、なおかつ全体を見るという形でそういう職をそれぞれに担ってもらおうという流れなので、厳しいといえば厳しいのかなと。充実するというのではなくて、まあまあ働きやすいようにはなるのでしょうか、その辺のところはなかなか大変だらうなという気がいたします。教育委員会で言うと、次長が市長部局から来るわけですが、他に教育総務課長さん、学校教育課長さん、社会教育課長さんという形で課長がそれぞれいるということになります。もう一点聞かせてもらいたいのは、議会对応という形になってくると、部長が対応するという形になっているのですが、今までの形ではなくて、議会あたりも部長さんが出てそこで説明するという方向になっていくのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長の役割という中に議会对応があります。基本的には、部長が議会对

<p>務課長</p> <p>・池委員</p> <p>・瀧川委員</p> <p>・仲川委員</p>	<p>応をするということになっています。前回の反省点の中でもありましたが、所管する部がやはり広いとなかなか細かい部分というところまで十分な説明ができなかったりするケースもありまして、そういったことも含めて議会とも、部長とのやり取りというのを前提に、しっかり議論ができる形で議会にもお願いしたいというところで、議会事務局にもお願いをしているというところでは、分かりやすい割振りや議論ができるようにという作り込みと、いいですか、調整をしているというところでは、議会对応は、部長がするというところになります。</p> <p>・ 庁議の方の考え方についても、部長ということで、課長が入ってこないわけですから、人数はかなり絞られた中でやっていくという形になりますよね。そうすると、それぞれの課の意向といったものを部長が確実に把握しない限りうまくはいかないという気がするので、その辺の部の中の意思疎通というのが非常に重要になってくるかなと思うので、その辺やってみないと分からないこともあると思いますので、ぜひその辺をうまくやれるといいなと。やろうと思うこと自体、非常にいいと思いますので、その辺をよろしくお願いします。</p> <p>・ 私も12月3日にこの部長制について見せていただき、今日の説明で議会に出たり全体を見るのが部長の役割で、課長は現場の責任者として動くという、政策の実行に当たる方に役割分担が明確化していくことが伝わりました。先ほどの池委員のお話のように、やはり現場で動いている人が議会や庁議の方に出るわけではないので、その辺の意思疎通をうまくやっていただくと体制的にいいのではないかなと思って資料を見せていただきました。</p> <p>・ 賛成の意見であります、今回議決は必要ないということですので、意見だけ述べさせていただきます。</p> <p>・ これまでの数年間、議会中継を見ていると、あれだけ大勢の課長級の職員が議会に張りついて、その間いわゆる現場の事務が、遅れてしまうということがあったように思います。課長さんは大変だと思ってきました。これからは部長に総括してもらって、必要に応じて課長が出るという形に切り替えていただくという方向にいくのではないかと思います。それから、国との折衝等でもやはり課長と部長ということでは相手の受け止め方も違う。ただ、前回、部制を敷いたときの考え方が、急ごしらえだった感じがしました。元からの課長の1人を部長に上げて、課長に部長を兼務させるという発想だった。これは順序としてはおかしい。部長をまず決めて、部長の中で兼務が必要であれば課長を兼務させる方向でいかないことにはしっかりした部ができないのではないかと。市長部局がどう考えているか分かりませんが、部長は部長として、それだけの能力のある方にやっていただきたい。</p> <p>・ 教育総務課長の仕事と教育次長の仕事のすみ分けがなかなか難しくなるかという気はしていますが、これは組織改編が進行することになりましたら事務分担をしっかりとさせていただきたい。</p> <p>・ もう一点意見だけ言わせていただきます。私は今年度教育長から教育長</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 ・ 仲川委員 ・ 坂田教育総務課長 ・ 新発田教育長 ・ 仲川委員 ・ 坂田教育総務課長 	<p>職務代理者に指名されております。この職務代理者という考え方について1点申し述べたいと思いますが、まだ地教行法が改正される前、旧地教行法では教育委員長という職がありました。教育委員長は、市民の代表として教育委員会の職務執行について管理監督をするという職であります。これは非常勤特別職でありました。非常勤特別職の教育委員長に事故あるときには教育委員長職務代理者という非常勤職が兼ねるということで整合性はあった。ところが、地教行法が改正になり、教育委員長と旧教育長を兼ねた職として新教育長をつくったときに、本来であれば地教行法の改正をして、職務代理者を教育委員の中から選ぶのではなくて、事務局組織の中から選ぶのが正常なやり方であった。つまり常勤職の人間が兼ねるというのが真つ当な法のつくり方であろうと思ったのですが、残念ながら現在そのようになっておりません。臨時的にはあると思いますが、この改正規定の中に教育長職務代理者が事務執行しなければならないときには課長に委任し、これからは次長に委任するという項目が明示されますので、一応ルートはできています。しかし、上の法そのものの不備を皆さんに意識していただける方がいいのではないかと思います。ついては、教育長、事故のないようによろしく願います。万一その場合には職務代理者の方で委任行為を行うこととなりますが、よろしく願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これにつきましては、これまでも仲川委員の方からご指摘といたしますか、お話をいただいたところ。現行の法律の中でこういう形で困難な場合はというところで、こういう方向性で今進めさせていただいているところです。また、本来の法改正があればスムーズにいくのかもしれませんが、現行今できる範囲でこのような形にさせていただいているところです。申し訳ありません。 ・ この文言はありがたいです。でも、大元が変わればこれは必要なくなると思います。 ・ それでは、いただいたご意見含めまして、基本的には今回の示されております組織の編成方針、これを踏まえて教育委員会の定める組織をしっかりと作り込んでいくと。それを皆様にお示しするというところで進めさせていただきたいと思っております。 ・ 今言った細かいところも含めて、規則の中で改めてお示しさせていただくということで、今後についてこの方向でということになります。ありがとうございました。 ・ 教育事務所の改正について、これはセンター長と事務所長を兼ねるのが困難であることから4つの大きな事務所に分けるということが出てきたのでしょうか。 ・ その際には事務所長を4人置くということになりますか。 ・ 4つの事務所に、従来こういう形であったことがあるというところですが、基本的には分かれていたところを、先ほど申し上げました人の管理、それから業務の管理というところをよりしやすく、はっきりできるようにとい
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 ・新発田教育 長 	<p>うところを踏まえて4つに集約をして、それぞれ東、北、西、南の教育事務所に事務所長が配置されて、その事務所長が、少なくなっていますが、それぞれの係の人事面、それから業務というところをしっかりと管理していくという方向と聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質疑ございませんか。 ・ 質疑なし ・ それでは、日程第3、次回会議の開催日について、事務局の説明を求めます。 <p>【次回の会議は、12月23日（木）に定例会を開催したい旨を説明した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で令和3年第18回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後1時58分終了</p>
---	--